

② 未婚の児童扶養手当受給者の方に臨時・特別給付金を支給します

10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、臨時・特別の措置として、給付を行います。児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、同時に申請受付を行います。

詳細は現況届の手続きの通知に本給付金の申請書やご案内を同封しますのでそちらでご確認ください。なお、案内が届いた方でも下記の支給対象者の要件すべてに該当しない場合は給付金を支給できません。

対象 以下のすべての要件に該当する方

- ・令和元年11月分の児童扶養手当を市から支給される方
※現在、児童扶養手当を受給していても、平成30年分の所得状況等により、11月以降の児童扶養手当を受給できなくなる場合があります。
- ・基準日（令和元年10月31日）において、これまでに法律婚をしたことがない人（同日において、事実婚をしていない人または事実婚の相手方の生死が明らかでない人に限る）

支給額 17,500円

申請期間 8月1日（木）～12月6日（金）

延長窓口日 9月4日（水）午後7時（本所 子ども福祉課）

申請方法 申請書に記入の上、窓口へ提出してください。

申・問 子ども福祉課（内線164） 笠間支所福祉課（内線72134） 岩間支所福祉課（内線73171）

③ 児童扶養手当現況届を提出してください

【すでに受給している方】

個人あてに郵送している現況届を8月30日（金）までに提出してください。提出がない場合、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※所得制限により支給停止となっている方も、必ず提出してください。なお、2年間現況届を提出されない場合は、受給資格を失います。

【新たに申請する方】

- 対象**
- ・父母の離婚、死亡等により父または、母と生計を共にしていない18歳に達する最初の3月31日までの児童（障害の程度によっては20歳まで）を育てているひとり親家庭の父または、父母に代わって児童を養育している方（所得制限や公的年金の受給状況により受給できない場合があります）
 - ・未婚で、18歳に達する最初の3月31日まで（障害の程度によっては20歳まで）の児童を育てている母親
 - ・その他の対象児童については、お問い合わせください。

受け付け時間を午後7時まで延長します。

8月20日（火） 岩間支所 福祉課

8月21日（水） 笠間市役所 子ども福祉課

8月22日（木） 笠間支所 福祉課

申・問 子ども福祉課（内線164） 笠間支所福祉課（内線72134） 岩間支所福祉課（内線73171）